

第3期品川区地域福祉計画の策定

～地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備～

1. 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の前提及び背景

地域包括ケアの理念を普遍化し高齢者のみならず生活上の課題を抱える障害者や子ども等が地域で自立した生活を送ることができるよう地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の構築を国から求められている。

【背景】

- ・ 既存の対象者ごとの縦割り制度・分野ごとでは解決困難な課題がある。(世帯の複合課題:8050世帯やダブルケア、制度の狭間の課題:高齢障害等、自ら相談に行く力がない:社会的孤立)
 - ・ 専門人材の確保が困難になることで、対象者ごとに公的支援の提供機関を安定的に運営するのが難しくなっている。
- 市町村が地域の実情に応じて、高齢・障害といった分野をまたがって総合的に支援を提供することが必要となる。

地域福祉計画の策定

平成30年4月施行 改正社会福祉法

○各福祉分野に共通して取り組む事項を定めた地域福祉計画の策定

- ・ 高齢、障害、子ども等各分野のうち特に重点的に取り組む分野
- ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・ 分野横断的な福祉サービスの展開

高齢 障害 子ども 生活困窮

地域福祉計画

「地域共生社会」に向けた共通理念・課題

2. 品川区の計画の体系

品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画

(平成20年3月策定)

【目的】
すべての人ができる限り快適で安全・安心にすごせるまちづくりの推進

第2期品川区地域福祉計画

(平成23年4月策定)

【目的】

- ・ 地域内連携による生活課題の解決
- ・ 対象者別計画で解決できない横断的な取組の推進

統合

両計画を統合し、新たな地域福祉計画を策定することでさらに福祉のまちづくりを推進

新・品川区地域福祉計画

(「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を包含)

3. 今後の地域福祉推進の方向性

(1) 多機関・多職種連携

- 個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに『縦割り』で整備された公的な支援制度の下で、対応が困難なケースが浮き彫りとなっている。

☞包括的相談支援体制の構築、制度の狭間の対応が必要

(2) 地域の「つながり」の再構築

- かつては、地域や家族などのつながりの中で対応されてきた。しかし、高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、地域でのつながりは弱まっている。
- 地域活動やボランティア活動、お住まいの地域の行事に活動したことがない人(約40%)のうち、**⇒「活動してみたい」(15.9%)、「興味はある」(49%)が約65%**
(品川区の地域福祉に関するアンケート調査より)※2017年11月実施

☞担い手の発掘、参加してもらうためのしくみづくりの検討が必要